

I 教育目標

人権尊重の精神に基づき、心身ともに健康で、主体性と創造性にあふれ、規範意識をもち、たくましく生き抜くことのできる生きる力を身に付けた児童の育成を目指します。

- かしこい子
- 心ゆたかな子
- たくましい子

II 学校経営の基本的な考え方

【みんなが誇りに思う学校】

「すべての教育活動は子供たちのためにある」を常に念頭に置き、「受けとめる・価値づける・方向づける」指導の共通理解を図り、子供たち一人一人のよさ・可能性を伸ばすとともに、豊かな心の育成に努めます。

子供たちには、知・徳・体のバランスをとり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心」を育み、教育公務員としての自覚をもち、サービスを遵守するとともに、常に自己研鑽に励んで自らの資質を高める学校を目指します。また、家庭と地域との連携を密にして協働体制を構築し、子供だけでなく教職員、保護者、地域の人々が誇りに思う学校づくりを目指します。

III 目指す学校像

＜明日が待たれる学校＞

子供たちと教職員が学校生活を充実して過ごすことができるように努めます。そのためには、自他の生命を尊重し、規範意識を育む生活指導の充実を図り、子供たち同士の間関係と子供と教師の信頼関係を構築するとともに、子供たち一人一人に達成感を味わわせることができる教育活動に努めます。

＜確かな学力が身に付く学校＞

分かる授業を展開し、基礎・基本の定着を図ります。また、問題解決的学習等、指導方法の工夫・改善に努め、授業を充実させ主体的に学習に取り組む態度を育成します。

＜家庭と地域と学校が連携した学校＞

子供と保護者、地域の人々が我が母校と愛着がもてるように努めます。そのためには、教育活動を積極的に公開したり情報を発信したりする等、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、学校と家庭・地域との協働体制に努めます。

＜安全・安心な学校＞

子供の安全を第一に考え、全教職員が共通理解を図って、危機管理及び施設設備の安全対策、環境美化の徹底に努めます。

IV 中期経営目標

＜豊かな人間性と社会性を育む教育の推進＞

人と地域とのふれあいを大切にし、豊かな人間性と社会性を育んでいきます。

＜確かな学力を身に付く教育の推進＞

確かな学力が身に付くようにするために、問題解決的学習等、指導方法の工夫・改善に努め、主体的に学習に取り組む態度が身に付く教育を推進します。

＜健康の保持増進及び体力の向上を図る教育の推進＞

体育科の時間はもとより休み時間（ロング昼休み等）、各教科等において適切な指導を行い、日常生活において体育・健康に関する活動の実践に努めます。

＜小中一貫教育の推進＞

本校と開進第四小学校、開進第四中学校において、教育の連続性の確保を重視し、義務教育9年間を見通して学力の向上を図るとともに学校生活をより豊かなものとし、児童・生徒の間関係や経験を広げるなど広い視野に立った教育を推進します。

V 平成29年度の達成目標と具体的方策

1 教育活動の充実について

(1) 豊かな人間性と社会性を育む教育の推進について

① 道徳の時間の充実

思いやりの心を育み規範意識を高める道徳教育の充実に努めるために、全体計画、道徳の時間の年間指導計画に基づき、年間35回の道徳の時間を充実させます。

② 道徳授業地区公開講座の実施

道徳授業地区公開講座にて授業を実施し、家庭と地域の連携による道徳教育を推進します。

③ 規律ある学校生活・一貫した生活指導

主体的に考えて行動できる児童を育成するため基本的な生活習慣の徹底を図ります。

- ・「あいさつ」「外あそび」「あと片づけ」
- ・「あいさつ」を年間の目標とし、代表委員を中心とした5・6年生が朝校門に立ち、あいさつ運動を実施する月を設定し、進んであいさつができるようにします。
- ・中学校と連携し、小中一貫した生活指導を展開します。
- ・「正しいあいさつ 正しい言葉遣い」を全校で共通理解を図った指導に努めます。
- ・「仲町小の約束」「仲町スタンダード」を各教室に掲示して全教職員が共通理解を図って児童を指導します。

④ 個人面談の実施

- ・児童理解を深めるために、個人面談等を実施するとともに、心のふれあい相談員、スクールカウンセラーとの連携を強化し、特別支援教育委員会をはじめ組織的な生活指導体制及び相談機能の充実を図り、いじめ、不登校などの予防及び早期発見、早期対応を図ります。

⑤ 異年齢集団活動の実施

- ・縦割り班を編成し、6年生をリーダーとした異年齢集団活動を軸にした豊かな心を育みます。

⑥ 栽培活動の実施

- ・2年生のさつまいも、3年生の練馬大根、4年生の緑のカーテン・ゴーヤ、5年生の稲を中心に、花や野菜の栽培活動などの体験的な学習を通じて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や生命に対する畏敬の念を育みます。

⑦ 特色ある教育活動

- ・6年生による「仲町マーチングバンド」を編成し、年間を通して活動します。
- ・体育的活動の改善・充実に努め、児童の健康な体づくりを推進します。
- ・体験的な活動やゲストティーチャーの活用を通して、広い視野をもって課題を解決しようとする態度と豊かな心を育みます。
- ・図書ボランティアの協力と読書活動の充実を図り、豊かな心を育みます。

⑧ ボランティア活動の実施

- ・10月にクリーン運動を実施し、学校内の清掃活動に取り組み、ボランティア精神を育みます。

(2) 確かな学力を身に付けさせる教育の推進

① 指導計画に基づく意図的・計画的な授業の実施

- ・全学年、標準時数を十分に上回る授業時数を確保します。
- ・各教科等の基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるため、指導計画に基づき、重点事項を押さえて指導します。
- ・6月から2月までの第二土曜日は授業を実施し、翌週月曜日は振替休業日とせず、通常通り授業を実施します。

② 指導体制

- ・第3学年から第6学年までの算数科において、担任、少人数加配教員による少人数指導・習熟度別指導を実施します。一人一人の習熟の程度に応じた指導を行い、学習内容の定着を図ります。
- ・第1学年の算数科において、学力向上支援講師等を活用し、ティーム・ティーチングによる指導を実施し、基礎的・基本的内容の定着を図ります。
- ・第2学年の算数科において、算数科講師を活用し、少人数指導・習熟度別指導を実施し、基礎的・基本的内容の定着を図ります。
- ・第1学年から第6学年まで、音楽、第4学年から第6学年まで、図工は教科担任が専門性

を生かして指導を行います。

- ・第5学年から第6学年まで、理科は専門性を生かして教科担任が指導を行います。
- ・第5学年及び第6学年の外国語活動は、ALTが担任とティーム・ティーチングで指導し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませます。

③学習の基礎・基本の定着

- ・火曜日の朝は朝学習を通して、学習の基礎・基本の確実な定着を図ります。

④読書活動

- ・図書ボランティアや学校図書館管理員を活用し、学校図書館の充実を図ります。
- ・木曜日朝の読書タイムと年3回の読書週間を設け、本を読む楽しさを味わわせ、進んで読書する児童の育成に努めます。

⑤全国及び東京都、練馬区学力調査

東京都学力調査（5年）及び全国学力調査（6年）の調査結果を分析し、思考力、判断力、表現力の向上などの課題解決に向け、児童の実態に合った授業改善推進プランを作成し、指導の充実を図り、確かな学力の向上を図ります。

⑥学力向上月間

7月及び12月、3月を学力向上月間とし、学期を振り返り学習内容の確実な定着を図ります。

⑦学力補充教室

夏季休業日に学力補充教室を実施し、全教職員が指導にあたります。

⑧校内掲示

校内の掲示板を効果的に活用し、各学年の学習にかかわる基礎的・基本的な学習内容及び発展的な学習内容の掲示を行います。

⑨家庭学習の推進

各教科において学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、学習意欲の向上を家庭と連携を図りながら、学習習慣の確立に努めます。

（3）健康の保持増進及び体力の向上を図る教育の推進

①体育学習

魅力ある教材と運動量の確保等、指導の改善・充実に努め、運動を楽しむ児童を育成します。

②体育集会

月1回体育集会を実施し、運動する楽しさや喜びを味わわせ、運動の日常化を図ります。

③パワーアップ週間

パワーアップ週間を計画的に設定し、中休みの5分間は全員校庭で持久走や短縄に取り組み、体力の向上を図ります。

④体力テスト

6月に全学年で体力テストを実施し、その結果を夏季休業中までに分析して、2学期以降の体育学習や体育的活動の内容や指導方法に反映させます。

⑤保護者向けリーフレットの活用

保護者向け「健康の増進、体力の向上リーフレット」を活用し、家庭と連携して「調和のとれた食事」「適切な運動」「十分な休養・睡眠」といった基本的生活習慣の確立に努めます。

⑥体力向上月間

体力向上月間を設定し、体育学習はもとより、休み時間に自主的に短縄跳びに取り組み、体力の向上に努めます。

⑦食育・健康教育

- ・4月から6月の定期健康診断や日常の給食指導の充実を図るとともに、養護教諭及び学校栄養士の専門性を生かして、各学年1回、健康や食に関する指導に取り組みます。
- ・第1学年及び第2学年については、特に栄養や食事に関するマナーなどのきまりについて徹底した指導を行います。

（4）特別支援教育の充実について

①組織的な対応

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とし、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、特別支援教室担当教員、特別支援教室専門員を交えた校内委員会を月1回開催し、学校生活支援員を効果的に活用して組織的・継続的な指導の充実を図ります。また、特別支援教

育研修会を開催し、教員の専門性の向上を図ります。

- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラーは児童へのカウンセリングをはじめ、教員や保護者の皆様への助言を行います。

②関係諸機関、保護者との連携

- ・教育委員会特別支援教育担当、巡回相談（専門家）、教育センター等、関係諸機関と迅速に連絡・相談できる体制をつくり、連携を深め、特別支援教育の充実を図ります。
- ・特別支援教育コーディネーター、心のふれあい支援員、スクールカウンセラー、特別支援教室担当教員、関係機関との連携により、保護者への支援活動・相談活動の充実を図ります。

(5) 小中一貫教育の推進について

①児童・生徒の交流

- ・第6学年を中心に、中学校の行事の取り組み等を体感させ、進学への期待感をもたせます。

②カリキュラムの接続

- ・小学校と中学校の学習における滑らかな接続を図ります。

③教員の連携

- ・学習規律や生活のきまりなど、小中一貫した生活指導を展開します。
- ・年間を通しての合同研修を開催し、各教科等の指導内容、指導方法について相互理解を深めます。

2 施設、予算、安全に関すること

(1) 施設の環境整備について

①教育環境

教職員と児童がともに清掃活動に取り組み、掃除や手入れの行き届いた綺麗な学校に努めます。また、副校長と用務主事が連携し、1週間の作業内容（トイレ、壁、床、校舎周りの清掃、照明用具の取替え、施設・設備の点検及び修繕等）を計画的に取り組み、教育環境を整えます。さらに、学校の施設、設備（遊具、備品、薬品、ガラス等）の安全点検を全教職員で毎月点検し、子供たちにとって安全であるかどうか危険箇所の早期発見に努めます。

②学校予算

- ・購入した教材・備品については全教職員が共通理解し、その活用を図ります。
- ・全教職員で徹底した節電に取り組みます。
- ・契約、会計事務手続きにおいては、練馬区学校財務取扱要綱に従い実施します。

(2) 安全確保につて

①避難訓練

毎月、地震、火災、非常災害等を想定した避難訓練を実施します。また、9月に区一斉の非常災害時を想定した一斉防災引渡を実施します。

②大地震等の非常災害時対応

震度5弱以上の地震等が発生した場合、保護者の皆様が引取りに来るまで、児童を学校にて保護します。連絡は、メール配信にて行い、連絡内容を学校ホームページに掲載します。

③安全指導、不審者対応

- ・「地域安全マップづくり」「セーフティ教室」「情報モラル講習会」「薬物乱用防止教室」を実施し、自ら命と安全を守るための育成に努めます。
- ・不審者進入訓練を実施し、教職員の不審者対応が適切にできるように努めます。

④安全な給食

- ・衛生管理に十分気を付け、安全で栄養のある美味しい給食に努めます。
- ・アレルギー対応等、配慮を要する子供について全教職員が共通理解を図ります。

3 学校組織に関すること

- ・全教職員が子供たちのために、「チーム仲町」となって教育活動に努めます。
- ・子供の安全を第一に考え、危機意識をもって教育活動を展開します。
- ・子供たちにとって分かる授業となるように、授業力の向上に学校として努めます。
- ・年3回の学校評議員会及び学校の自己評価、学校関係者評価等のアンケートを実施し、結果及び改善策を公表するとともに常に学校を開きます。
- ・ホームページ、学校だより、学年だよりを通じて学校での教育活動の様子を伝えます。